

# 福生市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月

東京都福生市



目次

はじめに .....	- 1 -
第1部 基本的な考え方 .....	- 3 -
第1章 計画の基本的な考え方 .....	- 3 -
第2章 対策の目的等 .....	- 5 -
第1節 対策の目的 .....	- 5 -
第2節 対策実施上の留意点 .....	- 7 -
第3節 対策推進のための役割分担 .....	- 11 -
第3章 発生段階等の考え方 .....	- 15 -
第4章 対策項目 .....	- 16 -
第2部 各対策項目の考え方及び取組 .....	- 19 -
第1章 実施体制 .....	- 19 -
第1節 準備期 .....	- 19 -
第2節 初動期 .....	- 20 -
第3節 対応期 .....	- 21 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....	- 23 -
第1節 準備期 .....	- 23 -
第2節 初動期 .....	- 26 -
第3節 対応期 .....	- 28 -
第3章 まん延防止 .....	- 30 -
第1節 準備期 .....	- 30 -
第2節 初動期 .....	- 31 -
第3節 対応期 .....	- 32 -
第4章 ワクチン .....	- 36 -
第1節 準備期 .....	- 36 -
第2節 初動期 .....	- 41 -
第3節 対応期 .....	- 45 -
第5章 保健 .....	- 49 -
第1節 準備期 .....	- 49 -
第2節 初動期 .....	- 50 -
第3節 対応期 .....	- 51 -
第6章 物資 .....	- 52 -
第1節 準備期 .....	- 52 -
第2節 初動期 .....	- 53 -

第3節	対応期 .....	- 54 -
第7章	住民の生活及び地域経済の安定の確保 .....	- 55 -
第1節	準備期 .....	- 55 -
第2節	初動期 .....	- 57 -
第3節	対応期 .....	- 58 -
第3部	市における危機管理体制.....	- 61 -
用語集	.....	- 63 -



## はじめに

### 【福生市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされました。この未曾有の感染症危機において、福生市（以下「市」という。）は、国・東京都（以下「都」という）・近隣市町村等と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講ずるとともに、住民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度も感染の波を乗り越えてきました。

今般の福生市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「福生市行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナとの闘いで積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも揺るがない強じんな持続可能なまちの実現を目指すものです。

福生市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していきます。

### 【国における取組及び行動計画改定に至る経緯】

国では、特措法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして、平成25年6月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」）が策定されました。平成29年9月に一部改定が行われましたが、令和2年1月に国内における新型コロナの感染者が確認されて以降、国家の危機管理として新型コロナ対応が行われ、こうした経験を踏まえ、令和6年7月に初めて抜本的に改定され、「内閣感染症危機管理統括庁」や「国立健康危機管理研究機構（JIHS）」の設置、国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化、医療機関等との平時の協定締結による準備体制の確立等の制度改正が反映されました。

新型コロナや新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指し、次の感染症危機においては、本政府行動計画を参考に、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、基本的対処方針を速やかに作成し、対応できることを目的としています。

### 【都における取組及び行動計画改定に至る経緯】

都では、平成 25 年 11 月に、政府行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生時における危機管理対応の規範とするべく、都が既に策定してきた行動計画等を一本化し、特措法第 7 条に基づき、新たに東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「東京都行動計画」）を作成し、平成 30 年 7 月には治療薬の確保量等の一部改定が行われました。

政府行動計画が抜本改定となったことを受け、令和 7 年 5 月に都においても、行動計画の抜本改定が行われました。対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととしたうえで、記載を 3 期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させているほか、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させるなど、記載の充実等も図られており、新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置づけています。

### 【市における取組及び行動計画改定に至る経緯】

市では、平成 25 年 6 月に福生市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成 25 年条例第 28 号。以下「条例」という。）を制定し、新型インフルエンザ等が発生した際の対策組織について決めました。平成 26 年 12 月には、特措法の制定とともに政府行動計画や東京都行動計画が新たに策定されたことを踏まえて、特措法第 8 条に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示すものとして、福生市行動計画を策定しました。

今般、政府行動計画及び東京都行動計画の改定に伴い、福生市行動計画においても、新型コロナ対応等で得た知見を踏まえ、抜本的な改定を行うこととしました。

## 第1部 基本的な考え方

### 第1章 計画の基本的な考え方

#### 1 策定根拠

福生市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定するものです。

#### 2 市の各種計画等との整合性

福生市行動計画は、福生市総合計画（第5期）や福生市地域防災計画、新型インフルエンザ等感染症発生時における事業継続計画との整合性の確保を図っています。

#### 3 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 新型インフルエンザ等感染症<sup>1</sup>

イ 指定感染症<sup>2</sup>（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

ウ 新感染症<sup>3</sup>（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

#### 4 計画の基本的な考え方

- （1）政府行動計画及び東京都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や都が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示します。
- （2）国、都、市、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び住民の役割を示し、他市区町村や事業者の新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにします。
- （3）市の地理的な特徴、周辺部からの通勤・通学者の流入、国内・国外からの旅行者の往来等の社会状況、医療提供体制の状況等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指します。
- （4）新型インフルエンザ等への対策と併せて新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を市のみならず、関係機関や住民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備えます。

---

<sup>1</sup> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項

<sup>2</sup> 感染症法第6条第8項

<sup>3</sup> 感染症法第6条第9項

## 5 計画の推進

福生市行動計画には、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていきます。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、市や関係機関、住民等について、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととします。

## 6 計画の改定

福生市行動計画の改定に当たっては、福生市議会及び都知事に報告するとともに、公表します<sup>4</sup>。

---

<sup>4</sup> 特措法第8条第4項、第6項及び第8項

第1部 基本的な考え方  
第2章 対策の目的等  
第1節 対策の目的

第2章 対策の目的等

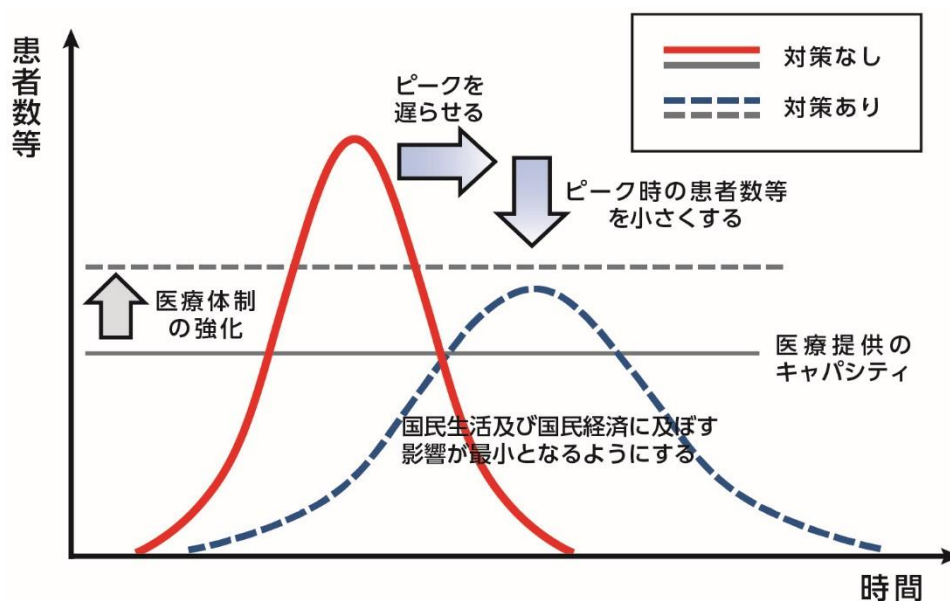
第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていきます<sup>5</sup>。

1 感染拡大の抑制、住民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国・都における治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保します。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

<対策の概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

2 住民生活及び市の経済に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行う

<sup>5</sup> 特措法第1条

第1部 基本的な考え方  
第2章 対策の目的等  
第1節 対策の目的

ことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による住民生活及び市の経済への影響を軽減します。

- (2) 住民生活及び市の経済の安定を確保します。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らします。
- (4) 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び市の経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

## 第1部 基本的な考え方

### 第2章 対策の目的等

#### 第2節 対策実施上の留意点

#### 第2節 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国・都が定める基本的対処方針又は福生市行動計画に基づき、国、都、他市区町村・指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合において、次の点に留意します。

#### 1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要です。このため、以下の（1）から（5）までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となるDXの推進等を行います。

##### （1）新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行います。

##### （2）初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進めます。

##### （3）関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や住民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行います。

##### （4）医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション<sup>6</sup>等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進めます。

##### （5）DXの推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国と都及び他市区町村の連携の円滑化等を図るためのDXの推進や人材育成を進めます。

---

<sup>6</sup> リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念

なお、DXの推進に当たっては、AI（人工知能）技術などの新技術の進展や普及状況も注視しながら、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備や現場の負担軽減に資する技術の活用等を検討していきます。

## 2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有とにより住民生活及び市の経済への影響を軽減させるとともに、住民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。このため、以下の（1）から（5）までの取組により、感染状況等に応じ感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えとを円滑に行い、住民の生命及び健康の保護と住民生活及び市の経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

### （1）可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時より国や都からのデータ収集に努めます。

### （2）医療提供体制と住民生活及び市の経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には国や都と協力し医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収めるべく感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要です。注意深く実施するリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講じます。その際、影響を受ける住民や事業者を含め、住民生活や市の経済等に与える影響にも十分留意します。

### （3）状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

国や都における科学的知見の集積による病原体の性状の把握及びワクチンや治療薬の普及、並びに検査体制や医療提供体制の整備等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応します。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定めます。

### （4）対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示します。

### （5）住民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

## 第1部 基本的な考え方

### 第2章 対策の目的等

#### 第2節 対策実施上の留意点

対策に当たっては、住民等の理解や協力が最も重要です。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及させ、子どもを含め様々な年代の住民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要となります。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、住民等が適切な判断や行動をとれるようにします。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける住民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明します。

### 3 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たっては、住民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし<sup>7</sup>。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とします。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものです。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性があります。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受けられる可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組みます。

### 4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況

---

<sup>7</sup> 特措法第5条

下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意します。

## 5 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部<sup>8</sup>は、都対策本部<sup>9</sup>と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

市は、特に必要があると認められるときは、都に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します<sup>10</sup>。

## 6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等<sup>11</sup>における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行います。

## 7 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進めます。また、発災時には、都と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

## 8 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表します。

---

<sup>8</sup> 特措法第34条及び条例

<sup>9</sup> 特措法第22条及び東京都新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第29号）

<sup>10</sup> 特措法第24条第1項及び第36条第2項

<sup>11</sup> 入所施設及び多くの者が共同で生活する施設等の利用者の緊急的な移動が困難で、施設内で感染症患者が発生した際にハイリスクな施設を想定

## 第1部 基本的な考え方

### 第2章 対策の目的等

#### 第3節 対策推進のための役割分担

#### 第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、市、医療機関、事業者、住民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、各主体が一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、住民生活及び市の経済を維持しなければなりません。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もががり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められます。

#### 1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します<sup>12</sup>。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組めます。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める<sup>13</sup>とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます<sup>14</sup>。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進します。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議<sup>15</sup>（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議<sup>16</sup>（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議

---

<sup>12</sup> 特措法第3条第1項

<sup>13</sup> 特措法第3条第2項

<sup>14</sup> 特措法第3条第3項

<sup>15</sup> 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）に基づき開催

<sup>16</sup> 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催

## 第1部 基本的な考え方

### 第2章 対策の目的等

#### 第3節 対策推進のための役割分担

<sup>17</sup>（以下「推進会議」という。）等の意見を聴きつつ、対策を進めます。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

## 2 都

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応とが求められます。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。こうした取組においては、都は、特別区及び保健所を設置する市（以下「保健所設置区市」という。）、感染症指定医療機関<sup>18</sup>、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会<sup>19</sup>等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要です。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行います。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図ります。

## 3 市

市は、福生市行動計画に基づき、平時においては医療体制の整備、関係機関との調整などを、新型インフルエンザ等の発生時には住民に対するワクチンの接種や自宅療養を行う住民の生活支援、高齢者や障害者等の要配慮者への支援に關し、的確に対策を実施するとともに、対策の実施に当たっては、国や都、近隣市町村等と相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします<sup>20</sup>。

## 4 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、

---

<sup>17</sup> 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

<sup>18</sup> 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、政府行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

<sup>19</sup> 感染症法第10条の2

<sup>20</sup> 特措法第3条第6項

## 第1部 基本的な考え方

### 第2章 対策の目的等

#### 第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、事業継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都からの要請に応じて、近隣市町村医師会と協力し、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

#### 5 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき<sup>21</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

#### 6 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努めます<sup>22</sup>。

#### 7 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる<sup>23</sup>ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要があります。

#### 8 住民

住民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情

---

<sup>21</sup> 特措法第3条第5項

<sup>22</sup> 特措法第4条第3項

<sup>23</sup> 特措法第4条第1項及び第2項

## 第1部 基本的な考え方

### 第2章 対策の目的等

#### 第3節 対策推進のための役割分担

報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます<sup>24</sup>。

---

<sup>24</sup> 特措法第4条第1項

### 第3章 発生段階等の考え方

#### 1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

発生段階は、政府行動計画及び東京都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分けた構成とします。

#### 2 各段階の概要

##### （1）準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、地域における医療提供体制の整備、ワクチン等の供給体制の整備、住民に対する啓発、DXの推進、人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行います。

##### （2）初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、必要に応じて市対策本部設置の検討のほか、対策実施に必要な予算の確保、都や他市区町村との情報共有、接種体制の構築、特定接種・住民接種の実施等を通して、感染拡大のスピードをできる限り抑えることで感染拡大に対する準備を行う時間を確保し、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

##### （3）対応期

新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態宣言がなされた場合、直ちに市対策本部を設置し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するほか、ワクチン等供給の流通、需要量及び供給状況の把握及び地域間融通の実施、住民の生活及び地域経済の安定確保のための支援、措置を実施します。

## 第4章 対策項目

### 1 主な対策項目

福生市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び市の経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものです。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を行動計画の主な対策項目とします。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 住民生活及び市の経済の安定の確保

### 2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要があります。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要です。

#### ① 実施体制

感染症危機は住民の生命及び健康、住民生活及び市の経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や住民・事業者の協力の下、国や都、近隣市町村とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要です。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要があります。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び市の経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

## 第1部 基本的な考え方

### 第4章 対策項目

#### ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があります。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、住民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。このため、市は、平時から、住民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要があります。

#### ③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、住民生活及び市の経済への影響を最小化することを目的とします。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要です。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策です。

一方で、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン、予防薬及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要です。

#### ④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、住民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。医療機関や事業者、関係団体等と協力し、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておくとともに、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う必要があります。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、市の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。

また、市区町村の区域を越えたまん延の防止に向け、都が行使する新型インフルエンザ等の発生時における総合調整権限・指示権限を想定し、協力していく必要があります。

あわせて、効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び地方衛生研究所等が実施する検査及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じた患者の発生動向の把握などへの協力が必要となります。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要です。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要です。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む必要があります。

⑦ 住民生活及び市の経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び市の経済に大きな影響が及ぶ可能性があります。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や住民等に対し、必要な準備を行うことを勧奨します。

また、市は、住民生活及び市の経済の安定の確保に必要な対策や支援を行い、事業者や住民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める必要があります。

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### 1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び東京都行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。【防災危機管理課、健康課】

##### 1-2. 福生市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、福生市行動計画を作成・変更します。市は、福生市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴取します。【健康課】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、事業継続計画を作成・変更します。【健康課】
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行います。【健康課】

##### 1-3. 国及び地方公共団体等との連携の強化

- ① 市は、国、都及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施します。【健康課】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の関係機関等と情報交換を始めとした連携体制を構築します。【健康課】

## 第2節 初動期

### 2-1. 情報収集

市は、国や都から、感染源と考えられる生物との接触歴がなく、持続的なヒトーヒト感染の可能性が確認されるなど、新型インフルエンザ等の関連情報を入手した場合には、内部部局間で情報共有し、必要に応じて市長に報告します。【防災危機管理課、健康課】

### 2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 市は、国が政府対策本部を設置した場合<sup>25</sup>や都が東京都対策本部を設置した場合において、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。【防災危機管理課、健康課】
- ② 市は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。【各課】

### 2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>26</sup>を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行います。【企画調整課、財政課、健康課】

---

<sup>25</sup> 特措法第15条

<sup>26</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第3節 対応期

### 第3節 対応期

#### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとります。

##### 3-1-1 対策の実施体制

- ① 市は、国や都より提供される感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、住民の生活や地域経済に関する情報等に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施します。【防災危機管理課、健康課】
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講じます。【各課】

##### 3-1-2 都による総合調整への対応

- ① 市は、都が新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときに行う、都及び関係市区町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する都の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等に応じます。【防災危機管理課、健康課】
- ② 市は、都が感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときに行う、市区町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対する感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整に応じます。【防災危機管理課、健康課】

##### 3-1-3. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市の全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>27</sup>を要請します。【職員課、健康課】
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市区町村又は都に対して応援を求めます<sup>28</sup>。【職員課、健康課】

##### 3-1-4. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援<sup>29</sup>を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施します。【企画調整課、財政課、健康課】

---

<sup>27</sup> 特措法第26条の2第1項

<sup>28</sup> 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

<sup>29</sup> 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

第2部 各対策項目の考え方及び取組  
第1章 実施体制  
第3節 対応期

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置します<sup>30</sup>。  
市は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います<sup>31</sup>。【防災危機管理課、健康課】

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止します<sup>32</sup>。【防災危機管理課、健康課】

---

<sup>30</sup> 特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

<sup>31</sup> 特措法第36条第1項

<sup>32</sup> 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

#### 第1節 準備期

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

##### 1-1-1. 市における情報提供・共有について

地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きく、市においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められます。

準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進めます。また、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う工夫も検討します。【防災危機管理課、健康課】

- ① 市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、住民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語（やさしい日本語（にほんご）を含む。）や障害者に配慮した方法で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行います<sup>33</sup>。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めます。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発します。保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、関係部署と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行います。また、学校教育の現場をはじめ、子どもに対する分かりやすい情報提供・共有を行います。【防災危機管理課、社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課、健康課、教育指導課、学務課】
- ② 市は、市内小中学校に対し、学校における換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について、周知します。【健康課、教育指導課、学務課】

---

<sup>33</sup> 特措法第13条第1項

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

#### 第1節 準備期

- ③ 新型インフルエンザ等についての正確な知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、住民一人一人が感染予防策を理解することで、初めて感染拡大防止が可能となります。そのため市は、ホームページ、SNS等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知し、発生した場合は、都や市区町村からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図ります。【防災危機管理課、健康課】

#### 1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、正確な知識等が情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、啓発します<sup>34</sup>。【健康課】

#### 1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

- ① 市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、更にSNS等によって増幅されるインフォデミック<sup>35</sup>の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、住民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行います。【秘書広報課、健康課】
- ② 感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めます。【秘書広報課、健康課】

#### 1-1-4. 都と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や生活支援等に関して都から協力を求められることがある。【防災危機管理課、健康課】

---

<sup>34</sup> 特措法第13条第2項

<sup>35</sup> 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

#### 第1節 準備期

##### 1-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備します。【秘書広報課、健康課】
- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進めます。【健康課】

第2部 各対策項目の考え方及び取組  
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション  
第2節 初動期

## 第2節 初動期

### 2-1. 情報提供・共有について

#### 2-1-1. 市における情報提供・共有について

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められます。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。【防災危機管理課、健康課】

- ① 市は、感染症の発生状況及び感染対策等について、ホームページへの掲載、SNSでの発信等により迅速かつ積極的に情報提供・共有を行います。その際、市は、市が伝えたい情報等を住民等と正しく共有できるよう、収集・分析した情報に専門家の視点も加え、分かりやすいメッセージを発信します。【秘書広報課、防災危機管理課、健康課】
- ② 市は、情報提供・共有にあたり、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。【秘書広報課、防災危機管理課、健康課】
- ③ 市は、住民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。【秘書広報課、防災危機管理課、健康課】
- ④ 市は、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、住民や報道機関等に対しては偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促します。【秘書広報課、防災危機管理課、健康課】
- ⑤ 市は、必要に応じて都に対し、情報提供・共有を依頼します。【健康課】
- ⑥ 市は、市内小中学校や社会福祉施設等へ情報提供・共有します。【福祉保健部、子ども家庭部、教育委員会】
- ⑦ 市は、国から示される新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行います。【健康課】

#### 2-1-2. 都と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や生活支援等に関して都から協力を求められることがあった際には応じるものとします。【防災危機管理課、健康課】

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

#### 第2節 初動期

##### 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。【秘書広報課、健康課】
- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置します。【健康課】

##### 2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について住民及び事業者に理解を求めます。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるように留意しながら情報提供・共有します。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、住民等に周知します。【健康課】
- ② 市は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。【秘書広報課、健康課】

##### 2-4 情報収集

- ① 国や都、マスコミ報道等を通じて都内等での発生状況や市内受診状況及び医療提供状況等について情報収集に努めます。【防災危機管理課、健康課】
- ② 市内の小中学校、学童クラブ、幼稚園、保育所等の保育施設、社会福祉施設等から発生状況に関しての情報収集に努めます。【福祉保健部、子ども家庭部、教育委員会】
- ③ 横田基地の状況等について、関係機関を通じ積極的に情報収集すると共に、基地内で発生した時には、基地に対してもその状況及び対応状況等を、情報提供するよう要請します。【企画調整課、防災危機管理課、健康課】

第2部 各対策項目の考え方及び取組  
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション  
第3節 対応期

### 第3節 対応期

#### 3-1. 情報提供・共有について

##### 3-1-1. 市における情報提供・共有について

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められます。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。【防災危機管理課、健康課】

- ① 市は、住民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行います。また、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、住民や報道機関等に対して偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促します。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努めます。【秘書広報課、防災危機管理課、健康課】
- ② 市は、住民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行います。【秘書広報課、防災危機管理課、健康課】
- ③ 市は、準備期にあらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を行います。【秘書広報課、防災危機管理課、健康課】

##### 3-1-2. 都と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や生活支援等に関して都から協力を求められることがあった際には応じるものとします。【防災危機管理課、健康課】

#### 3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、市は、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努めます。【秘書広報課、健康課】
- ② 市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続します。【健康課】

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

#### 第3節 対応期

##### 3-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、住民及び事業者に理解を求めます。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受取手に適切に伝わるよう留意しながら情報提供・共有します。あわせて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、住民等に周知します。【秘書広報課、健康課】
- ② 市は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処します。【秘書広報課、健康課】

##### 3-4 情報収集

- ① 国や都、マスコミ報道等を通じて都内等での発生状況や市内受診状況及び医療提供状況等について情報収集に努めます。【防災危機管理課、健康課】
- ② 市内の小中学校、学童クラブ、幼稚園、保育所等の保育施設、社会福祉施設等から発生状況についての情報収集に努めます。【福祉保健部、子ども家庭部、教育委員会】
- ③ 横田基地の状況等について、関係機関を通じ積極的に情報収集すると共に、基地内で発生した時には、基地に対してもその状況及び対応状況等を、情報提供するよう要請します。【企画調整課、防災危機管理課、健康課】

### 第3章 まん延防止<sup>36</sup>

#### 第1節 準備期

##### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行います。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、住民の生命及び健康を保護するためには住民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図ります。【健康課】
- ② 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。【健康課】

---

<sup>36</sup> 特措法第8条第2項第2号ロ

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第3章 まん延防止

#### 第2節 初動期

#### 第2節 初動期

##### 2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 市は、都が、都内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める場合、必要に応じて都に協力します。【健康課】
- ② 市は、国からの要請を受けて、事業継続計画に基づく対応の準備を行います。【健康課】

### 第3節 対応期

#### 3-1 患者や濃厚接触者への対応

市は、都が地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）<sup>37</sup>や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）<sup>38</sup>等の措置を行う場合、必要に応じて都に協力します。【健康課】

#### 3-2 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

##### 3-2-1 外出等に係る要請等

市は、都が集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請のほか、まん延防止等重点措置として、重点区域<sup>39</sup>において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請<sup>40</sup>や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請<sup>41</sup>を行った場合、都と連携し、適切に対応します。【各課】

##### 【外出自粛要請（特措法第24条第9項又は第45条第1項）】

居宅等からの不要不急の外出や移動の自粛を求めること。「不要不急の外出や移動」とは、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、業務の都合上必要となる職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除いた外出を指す。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

##### 3-2-2 基本的な感染対策に係る要請等

市は、住民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請します。【防災危機管理課、健康課】

##### 【要請等の例】

感染拡大につながる場面の制限として、人と人との距離の確保、大声の制限、在宅勤務

<sup>37</sup> 感染症法第26条第2項の規定により準用する感染症法第19条

<sup>38</sup> 感染症法第44条の3第1項

<sup>39</sup> 特措法第31条の6第1項第2号に規定するまん延防止等重点措置を実施すべき区域をいう。

<sup>40</sup> 特措法第31条の8第2項

<sup>41</sup> 特措法第45条第1項

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第3章 まん延防止

#### 第3節 対応期

や時差出勤等の推奨等を行うことが考えられる。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

#### 3-3 事業者や学校等に対する要請

##### 3-3-1 営業時間の変更や休業要請等

市は、都がまん延防止等重点措置として講ずる事業者に対する営業時間の変更の要請のほか、緊急事態措置として講ずる学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請に対し、必要に応じて都に協力します。【各課】

##### 【営業時間の変更の要請等（特措法第31条の8第1項、第24条第9項）】

多数の者が利用する場所で、感染拡大が生じている業態に属する事業を行う者に対して、休業まで至らない営業時間の短縮等の要請を行うこと。当該業態を判断するに当たっては、施行令第5条の4に規定する以下の事項を勘案して措置を講ずる必要があると認められる者に対して行う。

- ・ 業態ごとの感染症患者等の数
- ・ 感染症患者等のうち同一の事実に起因して感染した者の数その他の感染症患者等の発生の状況
- ・ 新型インフルエンザ等の発生の動向や原因

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

##### 3-3-2 学校等における対応

###### 3-3-2-1 市内小中学校

- ① 新型インフルエンザ等の発生時には、市や管轄保健所と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講じます。【健康課、教育指導課、学務課】
- ② 新型インフルエンザ等の疑い又は患っていると診断された児童・生徒への対応については、管轄保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努めます。【健康課、教育指導課、学務課】
- ③ 患者等の集団発生がみられた場合は、管轄保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じます。【健康課、教育指導課、学務課】
- ④ 同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じます。さらに、感染が拡大し、市内で流

第2部 各対策項目の考え方及び取組  
第3章 まん延防止  
第3節 対応期

行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての市内小中学校の閉鎖について検討します。【健康課、教育指導課、学務課】

3-3-2-2 保育施設及び社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図ります。【障害福祉課、介護福祉課、健康課、子ども育成課】

【新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条に規定する施設（多数の者が利用する施設）】表1

- i 学校（iiiに掲げるものを除く。）
- ii 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
- iii 大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設
- iv 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- v 集会場又は公会堂
- vi 展示場
- vii 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器、個人防護具（感染症法第53条の16第1項に規定する個人防護具をいう。）その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- viii ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
- ix 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- x 博物館、美術館又は図書館
- xi キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- xii 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- xiii 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- xiv 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（xiに該当するものを除く。）

※ iii～xivの施設については、1,000㎡超の施設が対象。

※ iii～xivの施設であって1,000㎡以下の施設についても、まん延防止の目的が達成できない差し迫った状況が認められる場合には、特措法施行令第11条第1項第15号の

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第3章 まん延防止

#### 第3節 対応期

規定に基づき、厚生労働大臣が特に定めたカテゴリーの施設は、基本的対処方針を改め、特措法第45条の規定に基づき施設の使用制限等の要請等を行う。なお、厚生労働大臣が対象施設を定める際は、新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴いた上で判断する。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

#### 3-3-2-3 学級閉鎖・休校等の要請

市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行うとともに、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう対応<sup>42</sup>します。【健康課、子ども育成課、教育指導課、学務課】

---

<sup>42</sup> 学校保健安全法第20条

第4章 ワクチン<sup>43</sup>

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。【健康課】

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	【文房具類】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧計等</li> <li>・ 静脈路確保用品</li> <li>・ 輸液セット</li> <li>・ 生理食塩水</li> <li>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</li> </ul>	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあること

<sup>43</sup> 特措法第8条第2項第2号ロ

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第4章 ワクチン

#### 第1節 準備期

から、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておきます。

【健康課】

#### 1-3. 接種体制の構築

##### 1-3-1. 接種体制

市は、市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行います。【健康課】

##### 1-3-2. 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員については、原則、市を実施主体として、集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められます。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築します。【健康課】

② 特定接種の対象となり得る市の職員については、市が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告します。【健康課】

##### 1-3-3. 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。【健康課】

（ア） 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります<sup>44</sup>。

a 市は、住民接種については、厚生労働省及び都の協力を得ながら、希望する住民等全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行います。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行います。

---

<sup>44</sup> 予防接種法第6条第3項

第2部 各対策項目の考え方及び取組  
第4章 ワクチン  
第1節 準備期

- i 接種対象者数
  - ii 人員体制の確保
  - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
  - iv 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）及び運営方法の策定
  - v 接種に必要な資材等の確保
  - vi 国、都及び市区町村間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
  - vii 接種に関する住民への周知方法の策定
- b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要です。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、これらの者への接種体制を検討します。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第4章 ワクチン

#### 第1節 準備期

- c 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種もしくは個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定します。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、地域の医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努めます。
- d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討します。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮します。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医師会等と委託契約を締結し、当該地域の医師会等と連携して行うことも検討します。
- (イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進めます。
- (ウ) 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

#### 1-4. 情報提供・共有

##### 1-4-1. 住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy<sup>45</sup>」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されています。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期的予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）

---

<sup>45</sup> The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO : The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が使われている。

第2部 各対策項目の考え方及び取組  
第4章 ワクチン  
第1節 準備期

等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & A等の提供など、双方向的な取組を進めます。【健康課】

1-4-2. 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、都の支援及び医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行うこととします。【健康課】

1-4-3. 医療関係者及び各部署等との連携

市は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び各部署との連携及び協力が重要であり、その強化に努めます。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努めます。【健康課、学務課】

1-5. DXの推進

- ① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行います。【情報政策課、健康課】
- ② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進めます。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付します。【情報政策課、健康課】
- ③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を住民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組みます。【情報政策課、健康課】

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第4章 ワクチン

#### 第2節 初動期

#### 第2節 初動期

##### 2-1. 接種体制

##### 2-1-1. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。【健康課】

##### 2-2. ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節1-1において必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。【健康課】

##### 2-3. 接種体制

##### 2-3-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築するに当たり市は、医師会等の協力を得て、その確保を図ります。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行います。【健康課】

##### 2-3-2. 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始します。【健康課】
- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。【企画調整課、職員課、健康課】
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。予防接種の円滑な推進を図るためにも、都及び市の関係部署が連携し行うこととします。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討します。【健康課】
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は地域医師

第2部 各対策項目の考え方及び取組  
第4章 ワクチン  
第2節 初動期

会等の協力を得て、その確保を図ります。【健康課】

- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、市医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行います。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行います。【健康課】
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は都の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築します。【障害福祉課、介護福祉課、健康課】
- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進めます。なお、臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行います。【情報政策課、健康課】
- ⑧ 医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要です。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定します。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、接種補助を担当する者1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどを検討します。【健康課】
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ市医師会等

第2部 各対策項目の考え方及び取組

第4章 ワクチン

第2節 初動期

と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行います。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、都、都医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保します。必要な物品については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、市医師会等から一定程度持参してもらおう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行います。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進めます。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討します。【健康課】

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】

第2部 各対策項目の考え方及び取組  
 第4章 ワクチン  
 第2節 初動期

<ul style="list-style-type: none"> <li>・生理食塩水</li> <li>・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>机</li> <li><input type="checkbox"/>椅子</li> <li><input type="checkbox"/>スクリーン</li> <li><input type="checkbox"/>延長コード</li> <li><input type="checkbox"/>冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤</li> <li><input type="checkbox"/>ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫</li> <li><input type="checkbox"/>耐冷手袋等</li> </ul>
---	---

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じます。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守します。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談します。【健康課】
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮します。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保し、要配慮者への対応が可能なように準備を行います。【健康課】

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第4章 ワクチン

#### 第3節 対応期

#### 第3節 対応期

##### 3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行います。【健康課】
- ② 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市区町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行います。【健康課】
- ③ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、都を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行います。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行います。【健康課】
- ④ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、都を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行います。【健康課】

##### 3-2. 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。【健康課】

##### 3-2-1. 特定接種

###### 3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。【職員課、健康課】

##### 3-2-2. 住民接種

###### 3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構

第2部 各対策項目の考え方及び取組  
第4章 ワクチン  
第3節 対応期

築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。【健康課】

- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討します。【健康課】
- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保します。【健康課】
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図ります。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行います。【健康課】
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も行うこととします。【健康課】
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。【障害福祉課、介護福祉課、健康課】

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。【健康課】
- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知します。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応します。【情報政策課、健康課】
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知することとします。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施します。【秘書広報課、情報政策課、健康課】

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第4章 ワクチン

#### 第3節 対応期

##### 3-2-2-4. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の介護保険部局等や市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。【障害福祉課、介護福祉課、健康課】

##### 3-2-2-5. 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。【情報政策課、健康課】

##### 3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われます。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となります。【健康課】
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とします。【健康課】
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。【健康課】

##### 3-4. 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行います。【健康課】
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行います。【健康課】
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組みます。【健康課】

3-4-1. 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供します。【健康課】

3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じます。【健康課】
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況を想定します。【健康課】
  - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意します。【健康課】
  - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えること。
  - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えること。
  - c 接種の時期、方法など、住民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えること。

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第5章 保健

#### 第1節 準備期

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### 1-1 人材の確保

市は、平時から感染症対応が可能な人材の確保のため、管轄保健所をはじめ、市医師会や市歯科医師会、市薬剤師会との連絡体制の整備を行い、専門職の計画的な確保に努めるとともに、職員への研修等を実施するほか、国や都、他の地方公共団体等との円滑な応援・受援が可能な体制を構築します。【健康課】

#### 1-2 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発します<sup>46</sup>。【健康課】
- ② 市は、都と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮します。【健康課】

---

<sup>46</sup> 特措法第13条第2項

## 第2節 初動期

### 2-1 住民への情報提供・共有の開始

- ① 市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q & Aの公表、住民向けのコールセンターの設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有します。【健康課】

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第5章 保健

#### 第3節 対応期

#### 第3節 対応期

##### 3-1. 主な対応業務の実施

##### 3-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 市は、都が実施する健康観察に協力します。【健康課】
- ② 市は、都から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、都が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力します。【健康課】

##### 3-1-2. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市は、都と連携し、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行います。【健康課】

## 第6章 物資<sup>47</sup>

### 第1節 準備期

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等<sup>48</sup>

① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します<sup>49</sup>。【防災危機管理課、健康課】

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます<sup>50</sup>。

② 市は、国及び都からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必要な支援を行います。【防災危機管理課、健康課】

---

<sup>47</sup> 特措法第8条第2項第2号ハ

<sup>48</sup> ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

<sup>49</sup> 特措法第10条

<sup>50</sup> 特措法第11条

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第6章 物資

#### 第2節 初動期

#### 第2節 初動期

##### 2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、必要な感染症対策物資等について備蓄・配置状況を確認します。【防災危機管理課、健康課】

### 第3節 対応期

#### 3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、必要な感染症対策物資等について備蓄・配置状況を随時確認します。【防災危機管理課、健康課】

#### 3-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、関係各局、他の地方公共団体との間で、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう調整に努めます<sup>51</sup>。【防災危機管理課、健康課】

---

<sup>51</sup> 特措法第51条

第2部 各対策項目の考え方及び取組  
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保  
第1節 準備期

第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保<sup>52</sup>

第1節 準備期

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。【各課】

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意します。【秘書広報課、情報政策課、健康課】

1-3. 物資及び資材の備蓄<sup>53</sup>

① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します<sup>54</sup>。【防災危機管理課、健康課】

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第一項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができます<sup>55</sup>。

② 市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。【防災危機管理課、健康課】

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておきます。【社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課、健康課】

---

<sup>52</sup> 特措法第8条第2項第2号ハ

<sup>53</sup> ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

<sup>54</sup> 特措法第10条

<sup>55</sup> 特措法第11条

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

#### 第1節 準備期

##### 1-5. 火葬体制の構築

市は、都の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう瑞穂斎場と調整を行うため、関係機関との調整を行うものとします。【総合窓口課、健康課】

第2部 各対策項目の考え方及び取組  
第7章 住民生活及び住民経済の安定の確保  
第2節 初動期

第2節 初動期

2-1 住民生活への配慮

- ① 市は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染対策を段階的に実施・準備します。【各課】
- ② 市は、市立施設での感染対策の段階的な実施・準備や施設の利用縮小・休止の検討及び都が実施するイベントでの感染対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延期の検討を行います。【各課】
- ③ 市は、都より、高齢者や障害者等の要配慮者への支援や、平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備の依頼があった場合、適切に対応します。【社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課、健康課、ごみ減量対策課】
- ④ 市は、住民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて感染発生地域の警戒活動を行うとともに、災害発生への対応など警察・消防機能を維持し、地域住民と連携して防犯活動を維持します。【防災危機管理課、健康課】

2-2. 遺体の火葬・安置

市は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。【防災危機管理課、健康課】

2-3. その他必要な施策の実施

市は、国及び都並びに廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における廃棄物を適切に処理する体制を整えます。

なお、初動期においては、国が策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に準じて、廃棄物を適切に処理します。【健康課】

### 第3節 対応期

#### 3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

##### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。【社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課、健康課、こども家庭センター課】

##### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。【社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課、健康課】

##### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>56</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行います。【健康課、教育総務課、教育指導課、学務課】

##### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。【企画調整課、シティセールス推進課】
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。【企画調整課、シティセールス推進課、健康課】
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講じます。【健康課】
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い

---

<sup>56</sup> 特措法第45条第2項

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

#### 第3節 対応期

物資若しくは役務又は市の経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます<sup>57</sup>。【健康課】

#### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、都を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させます。【総合窓口課、健康課】
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとします。【防災危機管理課、総合窓口課、健康課】
- ③ 市は、都の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市区町村に対して広域火葬の応援・協力を行います。【総合窓口課、健康課】
- ④ 市は、都を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。【防災危機管理課、総合窓口課、健康課】
- ⑤ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。【総合窓口課、健康課】
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、都から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。【防災危機管理課、総合窓口課、健康課】
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市区町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行います。【総合窓口課】

---

<sup>57</sup> 特措法第59条

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

#### 第3節 対応期

#### 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

##### 3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じます。【企画調整課、シティセールス推進課、健康課】

##### 3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、新型インフルエンザ等緊急事態において、各行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずることを把握します。【防災危機管理課、健康課、道路下水道課】

## 第3部 市における危機管理体制

### 【市における危機管理体制】

特措法に基づき、国の新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたときは、市は直ちに条例で定めた市対策本部を設置し、都対策本部と連携するなど、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進します。

また、必要に応じて副市長、教育長及び部長等によって構成される「福生市新型インフルエンザ等対策会議（以下、「市対策会議」という。）を設置します。市対策会議では、市内における情報の共有化とともに、国の基本的対処方針に基づく新型インフルエンザ等への対策を推進します。

なお、国内で患者が発生した場合には、緊急事態宣言前であっても、必要に応じて市対策本部を設置することができます。

#### （1）市対策本部の設置

ア 設置者 市長

イ 構成員 ①本部長 市長  
②副本部長 副市長、教育長  
③本部長 部長職及び危機管理担当所管課長職保健衛生担当所管課長職、消防吏員等

※本部に本部長、副本部長及び本部長を置き、本部長は上記のほか、必要な職員を置くことができる。

ウ 事務局 危機管理担当所管課及び保健衛生担当所管課

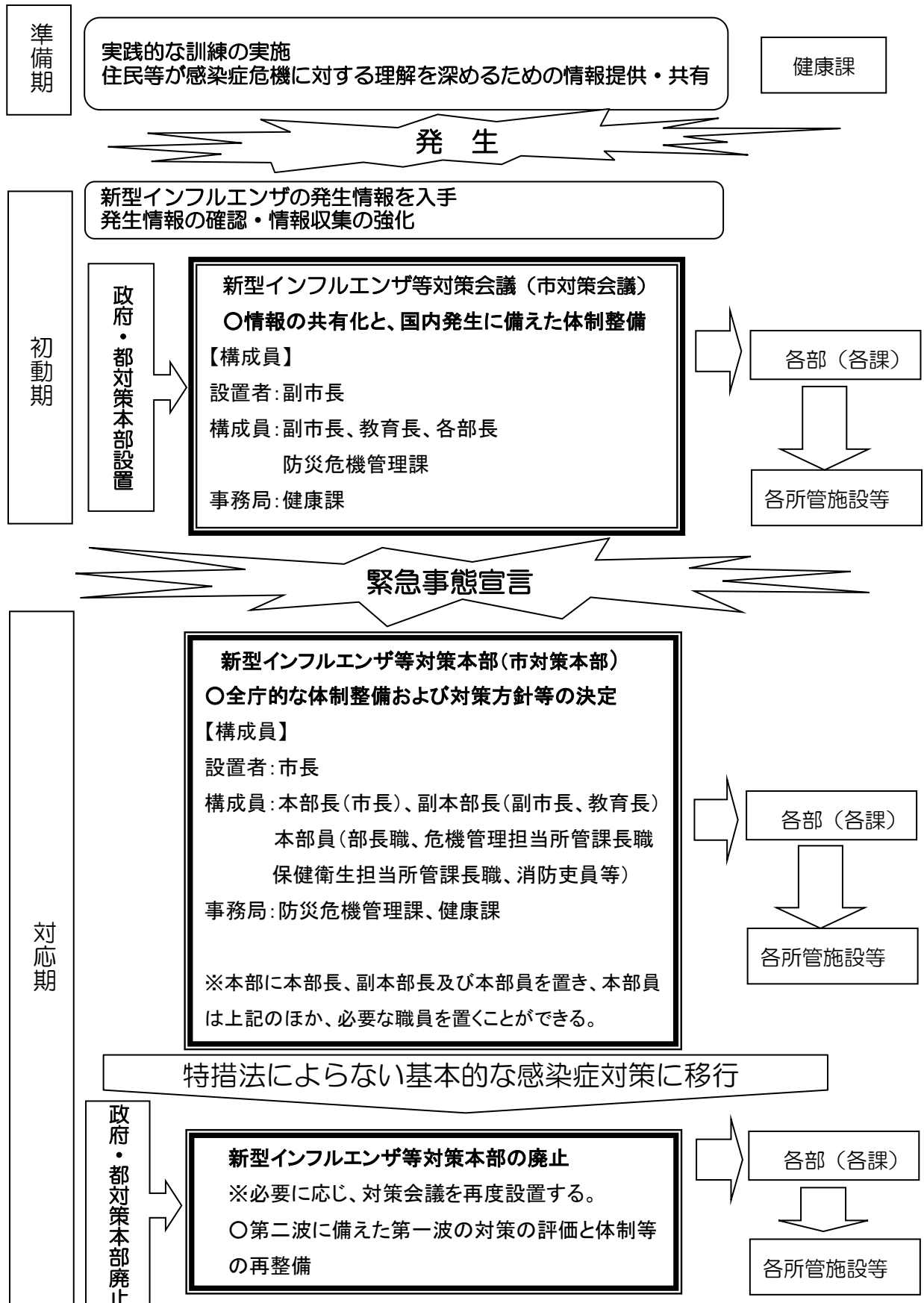
#### （2）市対策会議の設置

ア 設置者 副市長

イ 構成員 ①副市長、教育長  
②部長職  
③危機管理担当所管課

ウ 事務局 保健衛生担当所管課

<危機管理体制イメージ>



## 用語集

用語	内容
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
事業継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必

	<p>要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。</p>
健康観察	<p>感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。</p>
検査等措置協定	<p>感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定</p>
国立健康危機管理研究機構 (J I H S)	<p>国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和 7 (2025) 年 4 月に設立された機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。</p>
個人防護具	<p>マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具</p>
指定(地方)公共機関	<p>特措法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関及び同条第 8 号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。</p>
住民接種	<p>特措法第 27 条の 2 の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第 6 条第 3 項の規定に基づき実施する予防接種のこと。</p>
新型インフルエンザ等	<p>感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。</p> <p>本行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。</p>
新型インフルエンザ等緊急事態	<p>特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態</p>
積極的疫学調査	<p>感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査</p>
相談センター	<p>新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓</p>

用語集

	口
双方向のコミュニケーション	医療機関、事業者等を含む住民等が適切に判断・行動することができるよう、都による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション
地方衛生研究所等	地域保健法第 26 条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関）をいう。都においては、公衆衛生の向上及び増進に関する試験、研究、調査及び検査に関する事務を行う機関として、東京都健康安全研究センターを設置している。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第 1 条に規定するもの
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
内閣感染症危機管理統括庁	感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、J I H S から提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第 77 号）第 1 条に定める市）及び特別区
東京都感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体性ぜい弱性のみならず精神・心理的ぜい弱性や社会的ぜい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止等重点措置	特措法第 2 条第 3 号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第 31 条の 8 第 1 項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で

	発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原体保有者	感染症法第 6 条第 11 項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部及び都対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画
P D C A	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ

# 福生市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月

編集・発行 福生市福祉保健部健康課

〒197-0011 東京都福生市大字福生 2125 番地 3  
電話 042 (552) 0061